

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和5年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関すること(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関すること。 ⑤未熟児の訪問指導に関すること。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関すること。 ⑦健康相談、健康教育に関すること。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関すること。 ⑨不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業に関すること(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。母子健康手帳の交付は窓口のみ。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関すること。
③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、中間サーバー、住民記録システム、個人住民税システム、医療福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル、未熟児養育医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項、別表第一の第49の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 第56の2及び第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第30条及び38条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 第69の2項、第70項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子育て包括支援課、健康推進部 国保年金課
②所属長の役職名	子育て包括支援課長、国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 子育て包括支援課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6881

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		古河市の独自事業として、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、少子化対策を目的とした業務を行っている。具体的には①産前産後サポート事業に関する事。②不妊治療費助成事業に関する事。	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 総務部 総務課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	古河市 健康福祉部 健康づくり課 茨城県古河市新久田271番地1 電話0280-48-6881	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6881	事前	
平成30年3月1日	公表日	平成28年4月1日	平成30年3月1日		
平成30年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第142号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 古河市の独自事業として、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、少子化対策を目的とした業務を行っている。具体的には①産前産後サポート事業に関する事。②不妊治療費助成事業に関する事。	古河市では母子保健法(昭和40年法律第143号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 古河市の独自事業として、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、少子化対策を目的とした業務を行っている。具体的には①産前産後サポート事業に関する事。②不妊治療費助成事業に関する事。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知は、郵送、マイナーポータルのお知らせ機能で通知する。		
平成30年3月2日	I 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナーポータル)		
平成30年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	⑥妊婦、乳幼児の健康診査に関する事。	⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。	事後	
平成30年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署	②健康づくり課長 直井 浩子	②健康づくり課長 曾根 弘江	事後	
平成30年5月15日	公表日	平成30年3月1日	平成30年5月15日		
令和1年6月28日	II しいき値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月28日	II しいき値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成30年5月15日	令和1年6月28日		
令和2年3月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第143号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 古河市の独自事業として、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、少子化対策を目的とした業務を行っている。具体的には①産前産後サポート事業に関する事。②不妊治療費助成事業に関する事。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知は、郵送、マイナーポータルのお知らせ機能で通知する。	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関する事。 ⑨不妊治療費助成事業に関する事(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナーポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
令和2年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和2年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項、別表第二 第56項の2及び第69項の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月27日		
令和2年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項、別表第一の第49の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項、別表第一の第49の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第40条	事後	記載内容を正確化したため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項、別表第二 第56項の2及び第69項の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第56の2及び第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第30条及び38条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第38条の3	事後	記載内容を正確化したため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①健康福祉部 健康づくり課 ②健康づくり課長	①福祉部 子育て包括支援課 ②子育て包括支援課長	事後	
令和2年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6881	古河市 福祉部 子育て包括支援課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6881	事後	
令和2年6月30日	公表日	令和2年3月27日	令和2年6月30日		
令和2年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関すること(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関すること。 ⑤未熟児の訪問指導に関すること。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関すること。 ⑦健康相談、健康教育に関すること。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関すること。 ⑨不妊治療費助成事業に関すること(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関すること。	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関すること(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関すること。 ⑤未熟児の訪問指導に関すること。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関すること。 ⑦健康相談、健康教育に関すること。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関すること。 ⑨不妊治療費助成事業に関すること(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関すること。	事後	見直しによる修正
令和2年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、中間サーバー	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、中間サーバー、住民記録システム、個人住民税システム、医療福祉システム	事後	見直しによる修正
令和2年9月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	健康管理住民情報ファイル	健康管理住民情報ファイル、未熟児養育医療ファイル	事後	見直しによる修正
令和2年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第56の2及び第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第30条及び38条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第38条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第56の2及び第69の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第30条及び38条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項、別表第二 第69の2項、第70項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第38条の3、第39条	事前	
令和2年9月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 子育て包括支援課	福祉部 子育て包括支援課、健康推進部 国保年金課	事後	
令和2年9月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て包括支援課長	子育て包括支援課長、国保年金課長	事後	
令和2年9月29日	公表日	令和2年6月30日	令和2年9月29日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関する事。 ⑨不妊治療費助成事業に関する事(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事。	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関する事。 ⑨不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業に関する事(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事。	事後	
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年7月1日	公表日	令和2年9月29日	令和3年7月1日		
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和4年9月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関する事。 ⑨不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業に関する事(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事。	古河市では母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①妊娠の届出に関する事務(妊娠届出の受理、妊娠届出に係る事実の確認) ②母子健康手帳の交付に関する事務(母子健康手帳の交付、再交付、母子健康手帳の交付台帳の整備) ③低体重児の届出に関する事(低体重児の届出の受理、届け出に係る事実の確認)。 ④妊産婦、新生児、乳児、幼児の保健指導及び訪問指導に関する事。 ⑤未熟児の訪問指導に関する事。 ⑥妊産婦、乳幼児の健康診査に関する事。 ⑦健康相談、健康教育に関する事。 ⑧母子健康包括支援センターが行う事業に関する事。 ⑨不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業に関する事(少子化対策を目的とした古河市独自事業)。 妊娠の届出は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。母子健康手帳の交付は窓口のみ。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ⑩養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事。	事後	見直しによる修正
令和5年11月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	